

5月31日は「世界禁煙デー」です

健康・保険課 保健予防係 ☎(232)4912

5月31日(木)は世界禁煙デーと定められ、5月31日(木)～6月6日(水)は禁煙週間となっています。
たばこには多くの有害物質が含まれており、健康に悪影響を与えます。がんや循環器病など生活習慣病を予防する上で「禁煙」はとても重要です。

妊婦さんの喫煙

喫煙は、早産や流産などの異常出産につながる危険性があり、低出生体重児の確率も高くなります。

未成年の喫煙

喫煙の開始年齢が早いほど肺がんや虚血性疾患になる確率が高くなります。20歳未満で喫煙を開始した場合、肺がんによる死亡率は非喫煙者に比べて5・5倍となり、ニコチンへの依存度も高くなるという報告がされています。

禁煙対策は、今や世界の共通課題であり、2003年にはWHOで「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が採択され、社会的に分煙や禁煙の環境整備が広がっています。日本では他国と比べ、まだまだ喫煙率が高く、喫煙者本人の健康ばかりでなく、受動喫煙による周囲の人々への影響が心配されます。

受動喫煙の害

たばこは、喫煙者が吸い込む「主流煙」よりも、たばこの先端から立ち上がる「副流煙」に多くの有害物質が含まれます。タールやニコチンは約3倍、一酸化炭素は約5倍も濃度が高いことが分かっています。
このような環境にさらされると、非喫煙者の肺がん発生率が高くなり、子どもなどは気管支炎や肺炎などにかかりやすくなるといわれています。



禁煙へのサポート

自分の意志で始めた喫煙でも、依存性のある物質が含まれているため、多くの人が、自分の意志でやめることがなかなか難しくなるようです。禁煙は、「達成」と「続ける」という難所を乗り越える必要があります。禁煙したくてもできない人への支援や次の世代が喫煙を選択しないような教育や環境づくりが求められます。



予防接種

日本脳炎の予防接種を受けましょう

健康・保険課 保健予防係 ☎(232)4912

平成24年度は、通常の3歳、4歳のお子さんに加えて、小学校2年生・3年生・4年生のお子さんにも、日本脳炎の予防接種をお勧めします。
保護者の人は、母子健康手帳を確認し、日本脳炎の1期接種が不足している場合は接種しましょう。
「平成7年6月1日～平成19年4月1日生まれ」で、1期・2期の接種が終わっていないおさんは、20歳になるまでの間、未接種分を接種することができます。

- 費用 無料
 - 接種医療機関 「菊陽町予防接種だより」に掲載しています。
 - 事前に予約が必要です。
 - 持参するもの 母子健康手帳
 - 予診票 指定医療機関または、健康・保険課にあります
- ※役場で受け取る場合は、母子健康手帳と印かんが必要です。

菊陽町健康増進計画(H24・3策定)では、「たばこ」の分野で、「未成年者の喫煙をなくし、喫煙する人の割合の減少」を具体的な目標として取り組んでいきます。



保険料

後期高齢者医療の保険料率が決まりました

健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232)4912

平成24・25年度の保険料率が決定しました
熊本県後期高齢者医療広域連合では2年ごとに保険料率の見直しを行い、次のとおり決定しました。

平成22・23年度		平成24・25年度	
均等割額	47,000円	均等割額	47,900円
所得割率	9.03%	所得割率	9.26%

保険料の計算方法

$$\text{保険料額(年額)} = \text{均等割額} + \text{所得割額} \quad (\text{総所得金額等} - 33\text{万円}) \times 9.26\%$$

※上限額が年額50万円から55万円に変更となりました。

保険料の均等割額(被保険者全員が等しく負担する保険料)の軽減	軽減割合
世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額(*)が次の場合	
基礎控除額(33万円)を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない場合)	9割
基礎控除額(33万円)を超えない世帯	8.5割
基礎控除額(33万円) + 24.5万円 × 世帯の被保険者数(被保険者である世帯主を除く)を超えない世帯	5割
基礎控除額(33万円) + 35万円 × 世帯の被保険者数を超えない世帯	2割
保険料の所得割額(所得に応じて負担する保険料)の軽減	軽減割合
被保険者の総所得金額が次の場合	
基礎控除(33万円) + 58万円を超えない人	5割

※総所得金額の計算には、専従者控除、譲渡所得の特別控除は適用されません。

②被用者保険加入者(*)に扶養されていた人の軽減	被用者保険加入者に扶養されていた人も、保険料が軽減されます。特別措置として、当分の間は保険料の均等割額が9割軽減されます(所得割額はかかりません)。対象者は、資格を得た日の前日まで、被用者保険加入者に扶養されていた人です。
--------------------------	---

※被用者保険加入者とは、協会けんぽ、健保組合、共済組合などの被保険者のことです。

平成24年度も保険料軽減は継続します
①所得が低い人や②被用者保険加入者に扶養されていた人の保険料は、継続して軽減されます。

平成24年度の保険料の支払方法は次のとおりです。
①特別徴収だった人
4月から特別徴収で保険料をお支払いいただきます。
②普通徴収だった人
7月から普通徴収で保険料をお支払いいただきます。

特別徴収を口座振替へ変更することができます
後期高齢者医療保険料を特別徴収でお支払いの人、また、新たに特別徴収で支払う予定の人は、申し出により支払方法を口座振替に変更することができます。

75歳の誕生日	普通徴収の月	特別徴収の開始月
平成23年7月1日～10月1日の間	普通徴収はありません	平成24年4月から
平成23年10月2日～12月1日の間		平成24年6月から
平成23年12月2日～平成24年2月1日の間		平成24年8月から
平成24年2月2日～3月31日の間	平成24年7・8・9月	平成24年10月から

※年金受給額が年間18万円未満の人などを除く。